

1. 件名:「日立造船(株)特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【10】」

2. 日時: 令和4年6月2日 10時00分~12時00分

3. 場所: 原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、松野上席安全審査官、

櫻井安全審査官

(核燃料施設審査部門)

甫出主任安全審査官

日立造船株式会社

脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室

室長 他6名<sup>一部※</sup>

5. 要旨

(1) 日立造船株式会社(以下「日立造船」という。)から、令和3年9月16日に申請があった発電用原子炉施設における特定兼用キャスクの設計の型式証明について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

《第5条(津波)、第6条(竜巻)関係》

- 津波及び竜巻の評価では、申請では縦置きとするにも関わらず、横置きとして設計荷重を設定し評価している理由及び妥当性を説明すること。
- 一次蓋密封シール部が評価上一番厳しいことが分かるよう説明すること。また、密封シール部がどこを示しているのか説明すること。
- 風圧力荷重は小さいため無視しているとあるが、無視しうる小さい荷重であっても、評価結果を記載すること。
- 漂流物の先端に作用する津波波力 $3.03 \times 10^3 \text{N}$ の算出根拠を示すこと。
- 受圧面の最小高さ0.31mについて、貯蔵架台に設置した状態を考慮した高さとしてされているが、この高さは後段規制に関わるものであれば、引き継ぎ事項として検討すること。
- バスケットの評価について、どのような荷重が作用するのか詳細に説明すること。

(3) 日立造船から、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料:

資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について(第五条、第六条関連)

資料 1 - 2 補足説明資料 5-1 5条津波による損傷の防止 津波に対する安全機能維持に関する説明資料

資料 1 - 3 補足説明資料 6-1 外部からの衝撃による損傷の防止 竜巻及びその他外部事象に対する安全機能維持に関する説明資料

以上